

会 議 録

会 議 の 名 称	令和４年度藤井寺市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	令和４年９月３０日（金）午後３時から午後６時４０分まで
開 催 場 所	市立市民総合会館本館４階 中会議室Ｂ
出 席 者	委 員：岡田会長・木口委員・梶委員・難波委員・富田委員 担当課兼事務局（総務部総務課） ：森田部長、湯本課長、金澤課長代理、三好チーフ、角谷主事
会 議 の 議 題	１ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて ２ その他（令和３年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告）
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
公 開 ・ 非 公 開 の 別	公開
傍 聴 者 数	０人

審 議 内 容	(発 言 者、発 言 内 容、審 議 経 過、結 論 等)
1. 開会 2. 部長挨拶 3. 委員紹介 4. 職員紹介 5. 会議の成立の報告 6. 公開による会議の決定 7. 資料確認	
8. 議題(1) 案件 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて (岡田会長) 会議次第に沿って審査会を進めていく。 議題(1)の案件 1「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて」について審議する。 本案件については、個人情報保護条例第26条第2項及び情報公開条例第16条第2項の規定に基づき、「審査会の意見を求めている」ということでよろしいか。 (事務局) そうである。 (岡田会長) 案件1の内容について、説明を求める。	【案件1・事項1 開示手数料の設定について事務局より説明】 (岡田会長) 事項1について、意見、質問を求める。 各委員には各事項について意見を求め、最終的に、市の方向性に沿って決めてよろしいという形か、その方向性では疑義が生ずる余地があるから改めた方がいいという形で、答申を行いたい。

事実確認も含めて開示手数料の設定についてどう考えるか、市の方向性で妥当であるかどうかということについて、意見を示してほしい。

(木口委員)

市の方向性について、賛成である。

(岡田会長)

事項1については、市の方向性で妥当であるという木口委員の意見があった。この点はどうか。市の方向性をもとに、審査会の意見を決定するがよろしいか。

(梶委員)

1点よろしいか。

(岡田会長)

どうぞ。

(梶委員)

手数料を条例で定めるところによりとあるが、開示請求の手数料については無料ということで、文書の作成・送付に要する実費については市長が定める費用とある。そのことについては問題なしと考えてよいか。

(岡田会長)

質問の趣旨は、条例で定めるとしながら実質的には市長の規則となっている部分について、整合性を確認したいという事か。

(梶委員)

そうである。

(岡田会長)

条例にというところを広く考えて、「条例」により定めるといふときの「条例」の中には、条例を施行するための市長が定める「規則」も含まれているという形とするか、「条例」・「規則」という別々の用語を使っている以上、変えた方がいいということか。

(梶委員)

説明ができるように、考えておく必要があるだろうと思う。実費として、市長が定めるとあることから、市長に委任する形で、それを規則で定めるにせよ告示のような形で定めるにせよ委任の範囲を逸脱していることにはならないだろうと思う。

(岡田会長)

条例で実費をとると、金額については個別具体的に全体像として条例で定めなさいと、個別の案件について、金額は市長が定めるという、そのような考え方はできると思う。

しかし、梶委員が言うように、議会に提出した際に、合理的に説明できるような準備をしておく必要がある。その点を注意事項として示しておく。それで、市の方向性の形で進めていただいてよろしいとする。

(梶委員)

規則でも告示でも構わないと思う。

それからこの主体は市長になるか、それとも実施機関か。

(岡田会長)

実質的には実施機関が定めるが、それを対外的に表示するときには、市長の規則という事になる。

(梶委員)

どういう定め方をするかは、これからだと思うが、実施機関が定めるという定め方で良いだろう。それが規則なのか告示なのか。条例制定の際に検討してもらおうということで良いかと思う。

(事務局)

条例案においては、手数料を無料とすることから、納付しなければならない額を無料とすることで考えている。それ以外の実費、すなわち当該写しの作成、送付に要する費用として市長が定める費用を負担しなければならないという規定は、第2項で明記する予定である。

(梶委員)

教育委員会教育長が開示する場合でも、市長が実費を決めるのかという話か。

(木口委員)

実費とはコピー代等か。

(事務局)

コピー代と郵送料である。郵送料は、物の重量によって単価が変わってくるので、その費用をそのまま条例に明記することは難しい。現行では規則に開示物1枚につきモノクロは10円、カラーは20円と規定しており、現行と同じ書き方で進めていく方向で考えている。

(岡田会長)

昔は、手数料と使用料は区別されていて、人を使う場合にあっては手数料、物を使う場合は

使用料としていた。そのような手数料と使用料という言葉の使い方は、今でも厳格に区別して使われているのか、それとも大まかに使用料手数料の中に含める場合もあるのか。

(事務局)

本市の場合、原則として手数料条例というものがあり、当該条例中に法に基づく何かと書くパターンか、各々の条例の中で手数料について規定するパターンがある。施設や、部屋を使うもの等については、使用料という名目で規定を入れている。

(岡田会長)

議会に提出した際、議会から質問があったときに合理的な説明ができるように準備しておくということを確認事項として、手数料については、市の方向性は妥当であるという形で答申する。

(各委員) =異議なし=

(岡田会長)

事項1についての審議はこれで終了し、続いて事項2の内容について説明を求める。

【事項2 行政機関等匿名加工情報制度（提案募集）の導入について事務局より説明】

(岡田会長)

事項2について、意見、質問を求める。

(岡田会長)

行政機関等匿名加工情報について、実務上の流れは、募集から提供ということになる。現実にはないと思うが、主体は自治体が募集という形をとりながら、特定人あるいは特定の企業の便宜を図るために行政機関等匿名加工情報制度を運用する心配がある。

そういう意味で、そういった事態が現実には起こらない根拠として、各地方公共団体の実績の集積を待ち、藤井寺市の方でこの制度を作るか作らないかを決めることから、現時点ではこの制度を採用しない、という市の方向性で良いと思う。

(難波委員)

国単位であれば別だが、自治体単位でこの制度を作る必要性は特に感じられないため、現時点では見送って良いと思う。また、事業者側からの働きかけというのは心配であるから、今回は導入を見送るということについて賛成である。

(岡田会長)

法学者は、判例が出ても、その反対の判例が出たりして、学説として一つのものを打ち出すまでに、判例の集積を待つという言葉をよく使う。一つ二つの判例で即そっちに行こうという雪崩を打ってやるのではなく、5年10年間の判例の集積を待つという判例の集積を待つという言葉を好んでいる。

そこで、6ページの実績等を注視する後ろに「他の自治体の現実の運用の集積を待つ導入を見送るものとする。」として欲しいと考える。

(富田委員)

何らかの形で情報が漏れてしまうリスクが大きく、必要性も感じない。

(岡田会長)

藤井寺市の人口は何万だったか。

(事務局)

6万人強である。

(岡田会長)

個人情報加工してそれを利用するというのは、対象が6万人強だと個人が営業する場合には十分だが、大企業にとっては規模が小さい。必要性を感じないという意見は妥当である。

(梶委員)

結論はこれで良いと思う。ニーズはあると思うが、安全性を確保するだけの技術が確立しているのかも疑わしく、現時点ではまだ早いと考えられるし、市としても対応を十分にできるかという、その体制を整えるのは難しいのではないかと感じている。

(岡田会長)

そういう意味で、導入したらこういう問題があった、こういう問題について、こういうふう処置してうまくいった等、他市町村の状況を踏まえるため、導入の判断を見送ることにするという方向性については良いと思う。

(梶委員)

我々としても加工が十分だと判断できるような技術が確立されれば、何も言うことはない。

(木口委員)

国単位で、例えば大きなチェーン店については、顧客がどういうものをどこで売り買いしているのかなどの個人情報はほしいだろう。そういう情報について、市や国が持っている情報を

提供するというのは、効率化という観点からニーズはあるだろう。

ただ、自治体単位で、例えば藤井寺市単位でそういう必要性があるのかというと、おそらくないと考えられる。側面については、当然ながら技術が確立された上での話であって、それが確立されてないのであれば、当然、情報提供するわけにはいかない。なので、梶委員が心配されるのはごもっともだと思う。

もし仮に、技術が確立されているとして匿名化をやるとすれば市でやることになるが、市でやるけれどもそれは外部発注するわけで、市独自ではなく外部発注をして、当該機関が匿名化をし、応募をした企業に情報提供することになると考えられるので当然リスクはあって、心配もあるけれども、今はそれをやらないといけない状況にはないだろうということで、市の案に賛成である。

(岡田会長)

それでは、事項2について市の方向性が概ね妥当であると答申する。

(委員) =異議なし=

(岡田会長)

事項2についての審議はこれで終了し、続いて事項3の内容について説明を求める。

【事項3 条例要配慮個人情報条例で定める必要性について事務局より説明】

(岡田会長)

事項3について、意見、質問を求める。

(梶委員)

法律で定められている要配慮個人情報は、11項目である。それに対して、現行の条例で定められているセンシティブ情報は2項目だが、かなり抽象的な文言で定義がされている。ということは、法律で列挙をされた事柄に収まらないセンシティブ情報が従来の条例の対象になっていると言え、その保護が失われるような形になるのは適切ではないと考える。

この要配慮個人情報と条例要配慮個人情報を定義したからといって、具体的にどうなるかは、この改正法上、個人情報ファイル簿上に要配慮個人情報と条例要配慮個人情報が載っている事実が記録される程度の規定しか定められておらず、あまり実質的な意味がないということになり、条例で独自のセンシティブ情報を規定する意義はないと考えられる。

しかし、本当にそれで良いのかということで、通常の個人情報よりも少しでも慎重な取扱いをすることが少なくとも法律上、カテゴリーが設けられている以上は考えられるのではないかと。

現在の条例では、次に掲げる個人情報を収集してはならないということで、センシティブ情報を掲げているが、例えば収集禁止ということではないにしても、法令に基づく場合以外で条例で定義した要配慮個人情報については、少なくとも実施機関が必要と判断した場合は、審査会の意見を聞いた上で収集をするといったような、手順を経て収集を開始するということが必要なのではないかと考える。そういった規定を置くということは、改正法第129条の趣旨からして、容認されるところではないかと。

(難波委員)

どういう場合に要配慮個人情報を必要として収集するのかイメージできない。

(梶委員)

積極的に収集するというよりは、様々な状況から情報が入ってくるということだろうと思う。具体的に定義が必要だと考えられる情報としては、LGBTに関する情報、例えばパートナーシップに関する新しい制度を作るとなると、同性愛者の方々がパートナーシップであるということの認定を求めて届出を行うということもあると考えられる。

その他に、例えば生活保護の申請、受給に関する情報、被差別部落とされた地域への居住歴こういった情報については、法律で定義された要配慮個人情報の中には含まれないだろうと考えられ、その情報に特別な保護が必要だということになると、条例上で何らかの措置を考える必要があると考えられる。

条例上で、センシティブ情報を定義するときに、現行条例の定義が適切なのかわからないところがあって、従来の思想、信仰、心情その他心身に関する基本的な個人情報とした場合、基本的な個人情報という文言を使うと分かりづらいと思うところがある。社会的差別の原因となる恐れのある個人情報というのはよく分かるが。

(岡田会長)

市は、現行のセンシティブ情報が法令上の要配慮個人情報に含まれていると考えているのか。

(事務局)

そう認識している。

また、LGBT、生活保護に関する情報については、改正法の中に規定されていない要配慮個人情報に当たるということは理解しているが、条例上の措置を定めるとなると、独自の規制

という条例で規定することが許容されないものを追加した場合、個人情報保護委員会から直接指摘が入る可能性も考えられる。

法律の解釈及び運用については、基本的には国が統制することから自治体独自の規制というものは許容されないという見解である。今後、令和5年4月1日から実際に個人情報保護制度が運用されるに当たって、ここに書かれていないセンシティブ情報については、要望として法に当該情報を追加するよう促していくことを検討していくことになると考えている。

（岡田会長）

条例要配慮個人情報を定めたからといって、保有あるいは提供について具体的な取り扱いが変わるものではなく、今までどおり同じで変化はないと判断しているということか。

（事務局）

大きくくりとしての個人情報があり、これに関して、すでに保有の制限がかけられている状態であり、その個人情報の中でさらに配慮が必要なものとして要配慮個人情報があり、これに関しては特に配慮しなければならないと、説明しているところではあるが、改正法上の規定としては、個人情報ファイル簿への記載、その要配慮個人情報の漏えいが発生した場合については、漏えい人数に関係なく委員会に報告する義務が定められている。

以上の違いがあるものの、保有の制限を超えた規定を条例に置くことは許容されていないことから、具体的な取り扱いが変わるものではないと考えている。

（岡田会長）

その論理構成だと、具体的な取扱いが変わることはないから、藤井寺市としては要配慮個人情報とは別の条例要配慮個人情報を別枠で作っておいてもいい、という結論が導き出されないか。

（木口委員）

条例要配慮個人情報を定めた場合、そこに対しては、取得制限がかかってくるということか。

（事務局）

個人情報としての保有制限がかかる。

（木口委員）

現行条例第7条の「実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。」という規定にかかってくるのだろう。そして、条例で特に地域の特性を考えて、条例要配慮個人情報を定めたとしたら、藤井寺市が当該情報を収集するのは、原則不可だと、ただし、法令あるいは必

要性に応じて審査会の意見を聞いて収集することができると、こういう理解でよろしいか。

そうだとすれば、結論としては、梶委員の意見に賛成ではあるが、この7ページに書いてあるガイドラインに規定されている11項目は、現行条例のセンシティブ情報に全部含まれているという解釈をしているから、特に改めて条例で定める必要はない、という意味であればそれで良いと思う。

一点気になったのは、災害時に避難所に避難させるに当たって、例えば認知症の方、あるいは重い病気を抱えてらっしゃる方の情報は、要配慮個人情報に入っているという解釈でよろしいか。であれば、新たに条例で定める必要はないのかなと思う。

(富田委員)

独自の規制ができないのであれば、必要はないと考えられる。

(岡田会長)

他に意見はないか。なければ、条例配慮個人情報を特別に追加する必要がないという市の方向で答申することとする。

(梶委員)

反対である。

(木口委員)

梶委員が懸念しているのは、LGBT等の情報に関して、現行の個人情報保護法の要配慮個人情報に含まれない可能性があり、それに対して、条例で規定する必要があるということか。

(梶委員)

そうである。

(事務局)

LGBT等の情報は、その地域の特性ではなく、つまり藤井寺市だけではなく、全国においても該当する情報であると考えており、これを市独自の条例要配慮個人情報として定めると、なぜ藤井寺市ではこの情報が定められているのか、なぜ他市においては定められていないのかというような、市によって差異がある状態となる。

(梶委員)

それは、行政活動でどこに重点を置くかによるだろう。例えば、LGBTについての行政活動を積極的にやればそういう情報が当然集まる。関東地方よりも関西に被差別部落が多いとなると当該地域に居住した経験のある方というのはどうしても関西で多くなる。そういった地域

ごとのアンバランスというのは当然あるわけで、それは無視できない。

(木口委員)

これは法律の理解解釈の範疇に入ってくるのかもしれないが、明らかに社会的に差別の対象になりうる事項なので、この法律で定めているように要配慮個人情報に含まれると解釈されるのではないかと、解釈の問題だからされない可能性もあるというご指摘か。

(梶委員)

法律では、第2条のところで具体的に要配慮個人情報を掲げていて、具体的には政令で定める記述として、ガイドラインに11項目が挙げられている。その11項目で足りるかということと、先ほど上げた事柄はこの中には含まれていないということがあり、やはりこれ以外に問題にすべき事があるのではないかとこの話である。

(岡田会長)

梶委員の趣旨は、ガイドラインが狭すぎるという考えと理解してよろしいか。

(梶委員)

そうである。

(木口委員)

ガイドラインの位置づけはどう解釈されているのか。

(岡田会長)

通達行政だと思って良いのではないかと。

(木口委員)

要は個人情報保護法の解釈の指針か。

(岡田会長)

裁量判断の基準とか法令解釈の基準について、所轄の事務方が作ったものだろう。

(木口委員)

法律の定義は、要配慮個人情報とは本人の人種、信条、社会的身分、病歴犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別偏見その他不利益が生じないように特に配慮するものとして政令で定める記述等とあるが、ここの問題ということか。

(梶委員)

そうである。

(事務局)

要配慮個人情報の政令で定める記述等については、政令第2条で定められている。

(梶委員)

(1)から(6)まではこの法律に定めており、(7)から(11)までは政令で定めているということか。

(事務局)

そうである。

(岡田会長)

ここのガイドラインで、要配慮個人情報というのはこういうもだと列記してあり、その中に政令に規定されているものがあり、政令に規定されていないものもある。要するに要配慮個人情報というのはこういうものを差すというガイドラインなのだろう。ガイドラインの中にあるものは、それを示した人がそう考えたものであって、他にガイドラインとして要配慮個人情報に入るものがこれに限られるとは限らないだろう。

個人情報保護委員会が自分達に法令解釈の権限が集中されているから、自分達で要配慮個人情報というのはこういうものだという点を示したのだろう。だが、個人情報保護委員会で、要配慮個人情報として後から考えて、これも入る、あるいはこれは入らないといって、外す可能性はいくらでもある。もちろん政令で定めてあるやつを外すなんてことはできない。

梶委員は、条例要配慮個人情報として掲げるべきものがこの中に入っておらず、入っていないものについては条例要配慮個人情報として定めていく必要があるのではないかと、7ページの四角囲みの中に入っているものは、現行条例第7条でカバーできるが7ページの四角囲みの中に入らないものが、現行条例にはあるのではないかとということを前提にして反対だと。

(木口委員)

現行条例の第7条第4項の2つの項目だが、第2号の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報に法律に含まれないのか。法律に含まれない可能性があるから条例に設ける必要があると、そういうことか。

(梶委員)

そうである。

(木口委員)

解釈を誰がするのかという事だと思うが。

(岡田会長)

法律は、国の保護委員会だろう。

(梶委員)

法律では、かなり具体的に列記されていることから、入るか入らないのは比較的容易に解釈が可能である。

(木口委員)

今回提案いただいているのは、二つの項目について、現行条例の中に含まれているという判断なのか。

(事務局)

個人情報保護委員会が作ったガイドラインによると社会的身分というのが、ある個人にその境遇としても固着していて、一生の間自らの力によって容易にそれから脱しえないような地位を意味しており、それがその中に含まれるか。という判断になってくると考えられる。

(木口委員)

法律解釈ではなく、現行条例の解釈として、現行条例第7条の社会的差別の原因となる恐れがある個人情報という規定が今あるのではないか。

(事務局)

現行条例の解釈としては、改正法で定める要配慮個人情報の中に現行条例で定めるセンシティブ情報は入っていると認識している。

(岡田会長)

ではそのことを留保して、市の判断は妥当であると答申したいと思う。

(木口委員)

ですが、それとは別に、例えば被差別部落に過去住んでいたとか、LGBTといった属性を持っているとか、そういう個人情報は、第2号に入るという解釈なのか。

あるいはそこには含まれない可能性があるという解釈か。そこに含まれない可能性があるということであれば、梶委員の指摘は、ごもっともであると思う。そこは誰がどう解釈するのかという条例の解釈は議会なのか市長なのかはわからないが、それはどういう認識なのか。

(事務局)

改正法に定める中には入っていないという認識である。

(木口委員)

法律ではなく、現行条例の中に今の属性の個人情報が含まれているのであれば、あえて要配慮個人情報を条例で定める必要はないという議論はわかるが、含まれていない可能性があるの

であれば、市としては独自に定める必要があるようには思う。

(事務局)

現行条例であれば、もし、L G B T Qの情報等が手に入った場合は、センシティブ情報として、収集も防ぐべきだと考えられるが、国が示している要配慮個人情報に含まれていないことから、法律の規定だけでやっていくという市の判断は、要配慮個人情報を小さくした形での運用になってしまう可能性も考えられる。

しかし、条例要配慮個人情報を定めた時に、実益が少ないというのが現状であり、条例に明記したとしても追加で規律を課すことができないため、あえて明記する必要性は、今の段階ではないと考えている。

また、L G B T Qに関しては、市の方針にも関わってくるところであり、書くべきかどうかについて、担当で議論している中で、そもそもそれがセンシティブであると捉えること、そこにこだわること自体が、差別なのではないかということも考えられ、それをセンシティブ情報であると扱うこと自体が、時代にそぐわないというような議論も出てきており、明記するということを今判断するのは難しく、それを明記することで、特別実利が大きくないという中で、条例要配慮個人情報として明文化することは、控えようと考えている。

(岡田会長)

時代の流れにおいて、今は差別を生むような事態でもそれが常識になるかもしれない。その可能性があるものについて、今、特別の配慮をすること自体差別になるという一つの考え方としては、そのとおりだと思う。

(梶委員)

そのこと自体に異存はない。

(岡田会長)

市のセンシティブ情報として、市が従前から取り扱いに配慮してきた要配慮個人情報の中に含まれていることから、差し当たっては、特別に条例要配慮個人情報というものは設定しないという方向で進めたいが、どうか。

(梶委員)

もう一度よろしいか。

(岡田会長)

現行の第7条のセンシティブ情報として、保護すべきと考えていたものが、法律の要配慮個

人情報の中に含まれているから条例要配慮個人情報として特に掲げないということである。

(梶委員)

それは違うと考える。

(岡田会長)

L G B T Qの情報等は、今後、出てくるかもしれない。しかし、今まではなかった。このことから、従前、藤井寺市がセンシティブ情報として特別に配慮してきた情報は、国の法令の要配慮個人情報の中に入っていると考えられる。

(梶委員)

この 11 項目に入っているのか。

(岡田会長)

今まで藤井寺市がセンシティブ情報として、特別の取り扱いをしてきた情報は、国が定めたこの 11 項目の中に含まれている。だから、今までの経験から言えば、特に取り出して条例要配慮個人情報として定める必要はないが、将来において、今までなかったもので国の方の要配慮個人情報に含まれないものが出てくるかもしれない。その時はその時に考えることによって、差し当たっては、今まで藤井寺市が個別的な案件について取り扱えるよう配慮してきたセンシティブ情報は、全部法律に入っていると考えられる。

(梶委員)

本当に全部入っているのか。

(事務局)

L G B T Qの情報等については、具体的にこれがセンシティブ情報という決断を迫られた経験がないことから、そういう意味で、今まで、L G B T Qの情報等がセンシティブ情報であるかどうかということについて顕在化してこなかった。しかし、現条例の中で判断するのであれば含むと判断することになるとは考えられる。

(梶委員)

法律と政令の中にはその情報は、上がってないだろう。

(事務局)

国の要配慮個人情報に対する解釈が狭すぎるのではないか、ということを自治体として上げていきたいと考えている。

(梶委員)

国は、全国的なレベルでの要配慮個人情報进行を定義するわけで、藤井寺市としては、従来のこのルールがあることから、基本的にはそれを引き継ぐような形でのルールを維持した方がいいのではないかというふうに考えている。新しい条例で具体的に列挙する必要はないと思う。現行の条例の第7条第4項第1号の思想、信仰、信条、その他心身に関する基本的な個人情報は法律の中の信条で、おそらくカバーできるだろうから、第2号の区分だけ残せばそれで足りるのではないか。

(岡田会長)

審査会の統一的な見解として、第1号の規定を取ってもいいけれど、別にあっても構わないと答申するほうが良いか。

(木口委員)

これは、現行条例第7条の第1号、第2号をどう変えるかという議論なのか。

(梶委員)

条例要配慮個人情報を定めるかどうかである。

定めるとすれば、それをどう定義するかとかそれについてどういう方向かを定めるかとかそこまで議論しないといけないのか。

(岡田会長)

基本的に条例要配慮個人情報を規定することは良いことである。規定した要配慮個人情報は取り扱いに注意すると。条例で5個、6個、10個あげて、だから、増やす分については、つまり、条例要配慮個人情報として藤井寺市が特別の個人情報を掲げるということは反対しない。ただ、今回は見送るという。見送ることはそれはそれでよいと思う。今までの実情、業務経験から第7条の第1号と第2号でセンシティブ情報として配慮したことで全部解決してきた。しかし、時代によって、僕の時代はLGBTだとか何とかというのが全然問題にならなかった。だから時代によって変わってくる。将来において、国が定めたもの以外で増やすという形で対応する。流れとかあるいは藤井寺市における集積を待って決めるという姿勢で、今回は特に定めない。というのはそれでよいと思う。

(木口委員)

梶委員が指摘されていることは、理解しているつもりである。この8ページの③2段落目に書いてあることが理解できない。8ページ③市の方向性の後段2段落目で、「条例要配慮個人情報を定めたとしても、市で取得制限をかけることができないから意味がない。」という書き

方だが、この８ページのＱ＆Ａに書いてある事は、要は市独自に取得制限をかけることはできないということか。

（事務局）

法を超える規律を規定するやり方は認められないというところである。

（岡田会長）

基本的に国の法律は、持つてはいけないという。持つてはいけないと言うから、持つ前の段階として収集してはいけないというのだから収集についての制限はせずに保有について制限をしている。事務遂行のために公益上必要な場合には保有してもいいけれども、それ以外は保有してはいけませんと。持つためには収集しなければならない。だから保有が一番メインになっているから、その前提としての収集は、保有の規制のところで規制がかかる。このことから、一々収集について制限規定を置かない。それが国の法令の趣旨であって収集について制限の明示の規定を置いていない。その上で、条例に収集してはならないと書くのがね。法律が規定していないことについて、定めるから別に構わないという考え方も、成立するけれども、収集制限かけていないところに収集してはならないと。条文にそのまま残すのは多少抵抗がある。

（事務局）

基本的には現行条例はあくまでも今段階で市においてはこう定められているという例示している。現行条例自体は、廃止することになる。法に全て一元化されることになることから、収集の制限については、規定しないという形となる。

（岡田会長）

だから条例要配慮個人情報情報を規定する際に、収集してはならない等の規定はさだめないということか。

（事務局）

そうである。

（梶委員）

先ほど申し上げたのは、収集してはならないと定めるという話ではなく、現行の条例では審査会の意見を聞いた上でという文言が入っていることから、実施機関が必要と考えた場合に、審査会に意見を聞く手続は用意しておいても良いのではないかという話である。

（事務局）

過去に諮問している個人情報の収集、提供、オンライン結合等については、この改正法が施

行する時点で審査会には諮問してはいけないと定められているので、改正法において、審査会に諮問できる事項はかなり狭まっている。

（梶委員）

諮問はしてはいけないという定めはないのではないか。第129条では、意見を聞くことが特に必要であると認めるときはという定めがあるわけで、実施機関が特に必要であると認めるということであれば審査会に諮問すれば良いと考えられる。

センシティブ情報に該当する場合は、必ず諮問しなければならないと定めるならば問題は生じるが、諮問をした方が良いと考えるときもあるだろうし、様々な事情から諮問の必要性を考える場合もあるのではないかと思う。

（岡田会長）

国の個人情報保護委員会でも法令解釈については、審査会とか審議会とかそういった自治体の委員会に諮問してはならないとガイドラインに書いているから、諮問してはならないと考える人も居るだろう。だが、諮問すること自体は問題ない考える。

諮問した委員会の答申内容と保護委員会の方との意見の対立があったときには、個人情報保護委員会の方が優先適用されるという意味での「諮問してはならない」とであると私は思う。

（梶委員）

個人情報保護委員会に優先権があるかどうか私は疑問である。ただ、最終的な判断は実施機関がするだろうし、諮問機関の答申に法的な拘束力はない。

（岡田会長）

同じことを何回も繰り返すようだが、藤井寺市の今までの実務上の経験からいって、センシティブ情報として、取り上げてきたようなものは全てこの11項目の中に含まれる。今後、別のものが出てくるときに、そのときにまた対処することとして、さしあたっては、こと足りていることから、条例要配慮個人情報を規定することを見送ることとする。これは、一つの見解として、正しい。なので、その方向で答申したいと思うが、よろしいか。

（難波委員）

一つだけ、藤井寺市が今まで使ってきた条例と差が出ているということで、その不足部分に関して、もう少し深く設定して欲しいという要望を自治体として出せるとのことなので、その要望を審査会の方からぜひお願いしたい。それであれば賛成です。

（木口委員）

どうも理解できないが、個人情報保護法に定められている要配慮個人情報に漏れている部分があるのであれば、条例に定める必要があるというところまで理解できる。これは実際のこの8ページ以降に書いてある部分について、それが果たしてそうなのかというのは、個人情報保護法で定められている要配慮個人情報と通常の個人情報との差はどこにあるのか。

(事務局)

漏えいした時に個人情報保護委員会への報告義務が100人から1人になるということ、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれている旨を明記する必要があるという差がある。

(木口委員)

それだけの違いなのか。取得を厳格にする必要があるとか、あるいは開示を厳格にする必要があるとかいう差異は、法律上どこにもないのか。

(梶委員)

特則を条例で定められるのではないかと考えている。

(木口委員)

条例で定められるということか。8ページにある取得制限を条例に規定することが認められないというQ&Aは、違うということか。

(梶委員)

そうである。

(岡田会長)

条例で取得制限をかけるのか。

(梶委員)

取得制限を法施行条例で規定することは認められませんが、乱暴な書き方をしているが、これは乱暴であって、取得を全く認めないという書き方はできないだろうし、法令が取得を認めているようなところを条例で禁止することはもちろんできないが、そうでないような取得について、例えば実施機関が必要と考えたときに、諮問機関に諮問し、例えば様々な注意事項について、確認を求めるといった事は適切だし必要なのではないかと、そういう規定を置くことは許されるのではないかと考えている。

(岡田会長)

梶委員の言っていることは正しいと思う。条例で定めることも許容されていないと。そこまで断言してはいかん。

(木口委員)

Q&Aはどこから出されているものか。

(事務局)

個人情報保護委員会から出されているものである。

(木口委員)

認識が一致しないと議論は平行線だと思うが、市で独自に取得制限を条例で設けることが可能だというのであれば、この８ページの後段に書いてある意味がないということには多分ならないだろうし、条例で定める必要があるという意見である。しかし、そうではなく、Q&Aに書いてあるように、条例では認められないというのが本当だとすると、認めても意味がないことだろうから、市が言っている方向性でも良いのではないかと思う。

(岡田会長)

行政法の法学者としては、条例で定めることが許されないとはとれないだろう。保有の前提として収集が必要であるから、こういったものを保有してはならないとなれば当然それを集めてはいけないということになるため、収集制限かけなくても良い。保有制限をかけているのだから、収集制限が不要であるというのは、法的な物の考えとしてはそういった結論になるだろう。

そのところで、明示的に条例で収集制限をかけるというのは、全体的な整合性が必要である。藤井寺市だけが突出するのではないかと考える。個人情報の趣旨からいって、保護されるべき情報を増やすのは良いことであると考えられるから、要配慮個人情報を条例の中に設ける分には反対しない。

ただ、他の自治体との兼ね合いというものを考えて突出を避けるため、様子を見るという意味で先送りをするというのは良いのではないか。

反対なら、条例要配慮個人情報というものを箇条書きにあげて、別途国の要配慮個人情報とは別に条例要配慮個人情報としてこれを掲げるべきであるという形で答申することになるだろう。

市の方向性を支持するという形で答申するか、それとも条例要配慮個人情報を別途考えて、この情報については、特別に置いた方がよろしいですと答申するか、どちらにするか。

(難波委員)

個人的には、梶委員のおっしゃっている条例要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定

することは認められないというのは、乱暴であるという気持ちがある。しかし、これから制定する条例に条例要配慮個人情報を追加する必要があるとは思わないが、今現状、今日の時点では市の方向性に賛成する。

（富田委員）

藤井寺市だけ突出するかどうかはあるが、できないから実益がないと決めつけるのではなく、条例要配慮個人情報を定めるということでも良いのではないかと、という気がしている。これは、法律家の議論ではないが、それを置くことによって、注意喚起といった意味もあるのではないかと思う。

（木口委員）

方向性としては、私も富田委員と同じ意見である。条例要配慮個人情報を定める意味はあるだろうという気がしている。このQ & Aの中で取得制限を条例で規定することは認められませんというのが理解できない、ということが理由である。条例でそれを定めて、抑止力が働き、より慎重に対応できるという意味はあるだろうから、それを定める意味はあると考える。そうすると、どういうものを条例要配慮個人情報としてあげるかという議論が必要になると思うが、これはいつまでに決めなければならないのか。

（事務局）

スケジュールの中では12月議会に提出する予定である。かつ、10月中に個人情報保護委員会に対し、条例案の事前審査お願いし、その条例案が法の解釈に乗っ取って作られているかという判断も行われることとなる。個人情報保護委員会が出したガイドライン、Q & Aを鵜呑みにしてよいものかという指摘もあったが、審査を行うのが個人情報保護委員会になっている以上、ガイドライン、Q & Aに則り法の趣旨を鑑みた条例案を作成しておかなければ、委員会に指摘される可能性は大いにある。

（木口委員）

個人情報保護委員会には、学者、法律家等が居るのか。何が言いたいかというと、そこに条例案を持って行って、弾かれるのだと意味がないということである。

（梶委員）

弾かれるとはいえ、条例制定権は地方公共団体にあるだろうし、弾く権限は無いだろう。

（難波委員）

出すだけ出すというのは無理なのか。

(木口委員)

時間制限がある中で、どういう形でまとめるかである。今日採決を取って会長がおっしゃるように当面の間はこの方針で進めるという答申でまとめるのか、あるいはもう1回時間を設けて、私は、メールでやりとりするので良いとは思いますが、10月中に条例要配慮個人情報の項目を盛り込む方が良いかあるいは不要ではないかという議論するか、どちらかしかないと思う。

(事務局)

参考程度だが、近隣市に聞いたところ条例要配慮個人情報を明記するところはない。あくまで参考程度ではあるが、これを基に市としてどうするかという問題にはなってくると思う。

(岡田会長)

条例要配慮個人情報として、掲げるべきものがあるだろうというので、今回具体的には出てこないけれども、それを出してもらって、これを条例に規定してもらおうという形で答申することにするか。

(木口委員)

ここで結論を出すよりもメールで情報交換する時間を設ける方が良いと思うが、それは可能か。

(事務局)

可能である。

(岡田会長)

他の地方公共団体で条例要配慮個人情報を定めていないというのは確かか。

(事務局)

南河内のブロック会議において確認している。

(岡田会長)

もしそうなら、藤井寺市だけやるとすれば、突出する。何度も言っているように、条例要配慮個人情報は、各自治体の実績も踏まえて事例の集積を待って定めることにして、今回は、定めないという形にして欲しいが、私の意見を採用するかしないかで多数決とするか。

(木口委員)

会長よろしいか。

2週間期限を切ってその間メールで情報交換したいと考えている。梶委員がおっしゃっている事も分かるし、富田委員のおっしゃっていることも分かる。で、会長がおっしゃったことも

わかる。改正個人情報について、十分に勉強出来ていないので、今日結論を出すのは厳しいところである。

(岡田会長)

では、事項3については、今日の会議では、保留として検討をもう1回行う。その検討の方式としては、木口委員が言うように情報交換して、最終的に決めることにする。それでは、事項3については、保留ということで継続審議とさせていただきます。

(委員) =異議なし=

(岡田会長)

事項3についての審議はこれで終了し、続いて事項4の内容について説明を求める。

※ 継続審議となっていた事項3について、持ち回り審議により各委員の意見の集約をみて、「今回の法施行条例において、条例要配慮個人情報を規定することを見送ることとする市の方向性に異論はない」と、令和4年10月18日に市長へ答申を行った。

**【事項4 藤井寺市情報公開条例における非公開情報との調整の必要性について
事務局より説明】**

(岡田会長)

事項4について、意見、質問を求める。

(岡田会長)

個人情報に関する法律についてのQ&Aにおいて、Qのところの他の法令の規定等により開示することができない情報において明示的に不開示情報とされていないがこのような情報を不開示情報として取り扱うことができますかというのは、法令の規定等により開示することができない情報というのが不開示情報となっているが、個人情報保護法では、不開示情報としていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことができるかという質問をしている。

その答えとして、他の法令の規定等により開示することができない情報というのは法律の第78条第1項1号から11号までに含まれると書かれている。

そこで、市の方向性では、公開してはならない情報と不開示情報との間に大きな乖離が見られないことから、法施行条例において不開示情報に追加する必要があるものが認められず規定

の必要はないとある。ここについては、「特に認められず」とする方が良いと考える。

情報公開条例における公開してはならない情報と改正法における不開示情報との間に大きな乖離が見られず、このことはQ & A行政機関等編を鑑みて、施行条例において不開示情報に追加する必要を特にこれを認めるものではないから、市の方向性は妥当であるという形で答申したいが、これでよろしいか。

(委員) =異議なし=

(岡田会長)

事項4についての審議はこれで終了し、続いて事項5の内容について説明を求める。

【事項5 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について事務局より説明】

(岡田会長)

事項5について、意見、質問を求める。

(岡田会長)

個人情報ファイル簿と同程度の一覧表も作るのか。

(事務局)

そうである。

(岡田会長)

労力は同じようなものか、それとも一覧表の方が楽か。

(事務局)

一覧表の方が市民の方が見やすいと考えている。労力は、個人情報ファイル簿と同じ内容を記載することから大きく変わらないという認識をしている。

(岡田会長)

一つ心配なのが、政令指定都市、中核市における1,000人と藤井寺市の1,000人は、同列には考えにくいことから、代替するものを作らないといけない。そういう意味で、個人情報ファイル簿作成と同様の効果がある一覧表を作るのは良いだろう。これについて市の方向性について意見を求める。

(梶委員)

個人情報取扱事務開始届出書というのではなく、一般の公文書管理のルールの中に吸収されるような方向でルールの整備とかを試みるのが良いのではないかと考えている。

(岡田会長)

個人情報取扱事務届出書をなくし、個人情報ファイル簿を作成するという理解で良いか。

(事務局)

そうである。

(岡田会長)

それで個人情報ファイル簿を作成するということか。

(事務局)

そうである。

(岡田会長)

市の方向性は妥当であるという形で答申したいが、これでよろしいか。

(委員) = 異議なし =

(岡田会長)

事項5についての審議はこれで終了し、続いて事項6の内容について説明を求める。

【事項6 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の設定について事務局より説明】

(岡田会長)

事項6について、意見、質問を求める。

(岡田会長)

法律の規定よりも短くなっているのか。

(事務局)

そうである。現状ではこの日数で足りており、延長したのが、年に1度あるかないかである。

(岡田会長)

従前の状態で不具合が発生したということであれば従前通りやっていいと思うが、よろしいか。

(委員) = 異議なし =

(岡田会長)

事項6についての審議はこれで終了し、続いて事項7の内容について説明を求める。

【事項7 審査会及び審議会のあり方について事務局より説明】

(岡田会長)

事項7について、意見、質問を求める。

(梶委員)

個人情報審査会、情報公開審査会及び行政不服審査会を統合するのは、現在でも顔触れは同じなことから特に異議を唱えるような話ではないと思う。ただし、先ほどもお話しいたしました審査会の機能だが、従来諮問の要件が定められていた事柄について、特に実施機関が必要であると認めるときには、諮問の道を開いておくことが適切なのではないかと考えている。

(岡田会長)

諮問機関というのは、法令の根拠なくして設置することができる。だから諮問機関として、地方公共団体が意見を聞くというのはまったく問題がない。ただ問題なのは、決定する場合には、あらかじめ審議会に諮問の手続きを踏まなければならない等、市長、行政庁の権限を法律の根拠なしに制限することはできない。ただし、純然と、自分が必要なときに意見を求めることは、義務規定を置かない限りは自由に設定することできる。そういった意味で、もっと積極的に審査会というものを利用すれば良いと思う。

(梶委員)

むしろ法令解釈について個人情報委員会に一々伺いを立てるのはどうなのか、というのが私の見解である。基本的には地方公共団体の自治事務であるから、法律の定めがあったとしても、その法律の解釈は、地方公共団体の機関で責任を持ってすべきことで、それを一々中央に伺いを立てるのが地方自治の在り方なのか、基本的には地方公共団体の内部で解決をつけるべきことではないかと思う。

(岡田会長)

運用として、通達等が正式に出る事前の段階においては、梶委員が言ったように地方自治の本旨に基づいて自由に審議会に法令解釈を含む意見等を諮問して大丈夫だろう。

(梶委員)

ここの審査会は、採決権限等の権力がないので、参考意見を述べるだけであり、何人か専門家がいれば、一人一人言うことも違うだろう。あとは市の責任で、そこから最も説得力あるものを選択してもらえば良いと思う。

(岡田会長)

事項7について、市の方向性は妥当であるとするが、これでよろしいか。

(委員) =特になし=

(岡田会長)

事項3を除き、市の方向性のもとに進めることとし、事項3については2週間を目途として審査会として統一意見を定めることとするがよろしいか。

(委員) =特になし=

9. 議題(2) その他

(岡田会長)

議題(2)「その他」について、事務局に説明を求める。

【令和3年度年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況について説明】

(岡田会長)

ただ今の事務局の報告について、意見、質問はないか。

(委員) =特になし=

10. 閉会